



愛媛県報

発行 愛媛県

平成31年1月29日火曜日 第3047号

◇ 目 次 ◇

保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示（2件）.....	（森林整備課）.....	57
保安林の指定施業要件の変更（2件）.....	（ " ）.....	58
保安林の指定施業要件の変更に係る掲示（2件）.....	（ " ）.....	58
急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	（砂防課）.....	59
公共測量の実施の通知.....	（道路維持課）.....	59
開発行為に関する工事の完了.....	（中予地方局建築指導課）.....	59
道路の区域変更（県道滑床松野線）.....	（南予地方局管理課）.....	60
道路の供用開始（ " ）.....	（ " ）.....	60
道路の区域変更（県道論田袋口線）.....	（南予地方局大洲土木事務所）.....	60
道路の供用開始（ " ）.....	（ " ）.....	60
指定医師の所在地の変更.....	（福祉総合支援センター）.....	60
指定医師の辞退の届出.....	（ " ）.....	61

告 示

○愛媛県告示第52号

保安林の指定施業要件の変更予定（平成30年11月愛媛県告示第1054号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を西条市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成31年1月29日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
西条市小松町大郷字シノベ乙77の1	西条市小松町大郷甲283の3 黒川 修	森林所有者
西条市小松町大郷字シノベ乙77の2、乙77の10、乙77の22	西条市小松町大郷甲283の3 黒川 毅	森林所有者
西条市小松町大郷字シノベ乙77の5、乙77の9	西条市小松町新屋敷甲308の3 徳永 スズ子	森林所有者
西条市小松町大郷字鎌谷乙83	西条市小松町大頭甲65 妙口生産森林組合	森林所有者

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第53号

保安林の指定施業要件の変更予定（平成30年11月愛媛県告示第1081号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を西条市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成31年1月29日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
西条市小松町大郷字前北谷乙66の14	西条市丹原町北田野220 真田 敏雄	森林所有者
西条市小松町大郷字柳谷乙71の27、乙71の28	西条市小松町大頭甲34 曾我 徹也	森林所有者
西条市小松町大郷字前北谷乙66の14	西条市丹原町北田野200 藤田 森太郎	森林所有者
西条市小松町大郷字城ヶ平乙61の3	松山市高岡町698の42 山内 彩実	森林所有者
西条市小松町大郷字城ヶ平乙61の3	松山市高岡町698の42 山内 将揮	森林所有者

- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以

上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第54号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成31年 1月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西条市小松町石鎚字黒河394、402
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第55号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成31年 1月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西条市小松町大郷字旦乙107の1、乙107の4、乙107の5、宇城之下乙108の1
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第56号

保安林の指定施業要件の変更（平成30年12月愛媛県告示第1182号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を西条市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成31年 1月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
西条市小松町石鎚字横峰2286	松山市愛光町2の29 伊 藤 正	森林所有者
西条市小松町石鎚字横峰2320、2336	西条市中奥2号51 伊 藤 義 雄	森林所有者
西条市小松町石鎚字横峰2327	西条市小松町石鎚甲1792 伊 東 義 道	抵当権者
西条市小松町石鎚字横峰2238、2244の1、2244の2、2245、2251、2257、2265、2287	西条市小松町石鎚90の3 大峯寺	森林所有者
西条市小松町石鎚字横峰2327	西条市三津屋南3の37 菅 愛 子	森林所有者
西条市小松町石鎚字横峰2327	西条市北条1655の3 菅 一 子	森林所有者
西条市小松町石鎚字横峰2327	西条市三津屋南3の37 菅 トキヨ	森林所有者
西条市小松町石鎚字湯浪3917	山口県岩国市尾津町1-28-6-103 曾 我 宏 治	森林所有者
西条市小松町石鎚字湯浪3891	松山市来住町1429 佐 伯 基	森林所有者
西条市小松町石鎚字横峰2326	西条市周布822 武 田 資 郎	森林所有者

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第57号

保安林の指定施業要件の変更（平成30年12月愛媛県告示第1183号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を西条市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成31年 1月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
西条市小松町明穂字絹笠丙302の1、丙303の1	西条市小松町大頭甲65 明穂生産森林組合	森林所有者
西条市小松町明穂字門開丙297、丙298の1、丙299、丙301、字絹笠丙302の2、丙303の3、小松町安井字ゲスケ乙146の1、乙146の4、乙146の6、字禪定寺畝乙147の2、乙147の13	西条市丹原町北田野1587 田野上方生産森林組合	森林所有者
西条市小松町明穂字門開丙297、丙298の1、丙299、丙301、字絹笠丙302の2、丙303の3、小松町安井字ゲスケ乙146の1、乙146の4、乙146の6、字禪定寺畝乙147の2、乙147の13	西条市丹原町北田野1587 北田野森林組合	森林所有者
西条市小松町安井字ジヨ乙144の1、乙144の2、乙144の3、乙144の4、乙144の5、乙144の6、乙144の7から10まで	西条市小松町大頭甲65 安井生産森林組合	森林所有者

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第58号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び土木事務所並びに市役所及び町役場において縦覧に供する。

○愛媛県告示第60号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成31年 1月29日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
30中局建（開）第21号 平成31年 1月17日	伊予市米湊字大角蔵1537番、1545番、1546番1、1546番4、1558番4、1559番及び1545番地先農道	伊予市米湊834番地20 株式会社 亀岡

平成31年 1月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

宇和津A

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱6号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町	字	地 番	標 柱
宇和島市	宇和津町一丁目野川	甲1490番	1号、6号
		丙163番2の1	2号、3号
	宇和津町一丁目	甲1494番6	4号
		甲1494番3	5号

中村

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱12号と標柱1号を町道中村線南東側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町	地 番	標 柱	
上浮穴郡久万高原町	東川	2883番	1号
		2884番1	2号
		2768番1	3号、4号
		2964番1	5号
		2967番	6号
		3028番	7号
		2973番1	8号、9号
		2959番1	10号
		2899番	11号
		2891番2	12号

○愛媛県告示第59号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、新居浜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成31年 1月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点）
- 2 作業期間 平成31年 1月28日から
3月29日まで
- 3 作業地域 新居浜市王子町、新田町2丁目

○愛媛県告示第61号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 1月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	滑床松野線	北宇和郡松野町大字目黒719番1地先から 同大字716番1地先まで	旧	メートル 7.6~12.2	キロメートル 0.112	
			新	8.7~12.9	0.112	

○愛媛県告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 1月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	滑床松野線	北宇和郡松野町大字目黒719番1地先から 同大字716番1地先まで	平成31年 1月29日

○愛媛県告示第63号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 1月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	論田袋口線	喜多郡内子町立山2341番4から 同町立山1985番まで	旧	メートル 3.6~ 6.8	キロメートル 0.266	
			新	26.1~162.5	0.241	

○愛媛県告示第64号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 1月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	論田袋口線	喜多郡内子町立山2341番4から 同町立山1985番まで	平成31年 1月29日

○愛媛県告示第65号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成31年 1月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
矢 島 知 里	西 条 中 央 病 院	西条市朔日市804	愛媛県立子ども療育センター	東温市田窪2135	平成30年 11月21日

○愛媛県告示第66号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成31年 1月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届出年月日
肢体不自由、音声・言語機能障害	脳神経外科	社会医療法人社団更生会村上記念病院	白石 俊 隆	西条市大町739番地	平成 30年12月17日